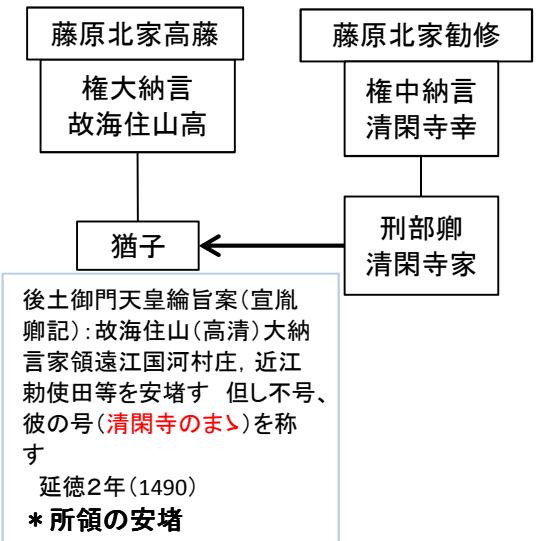
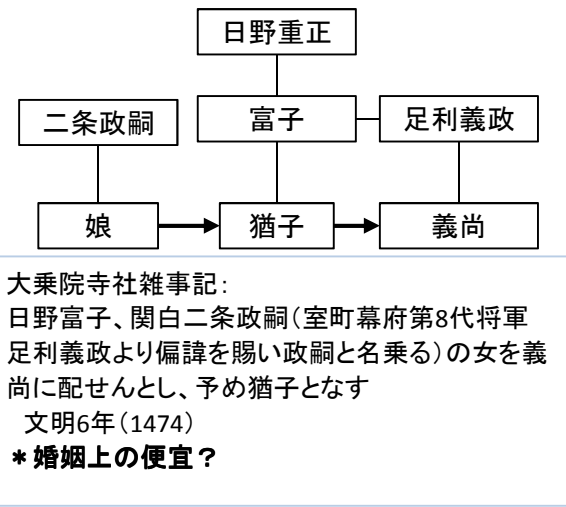
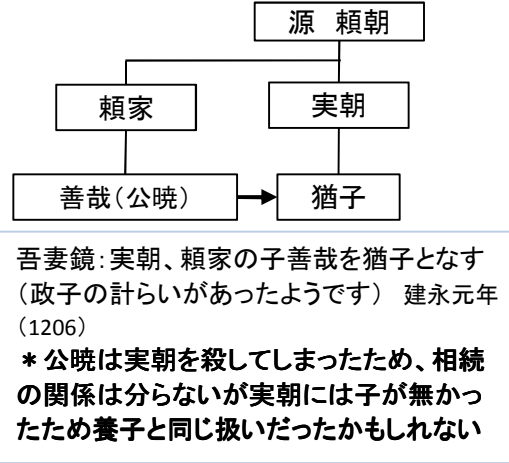
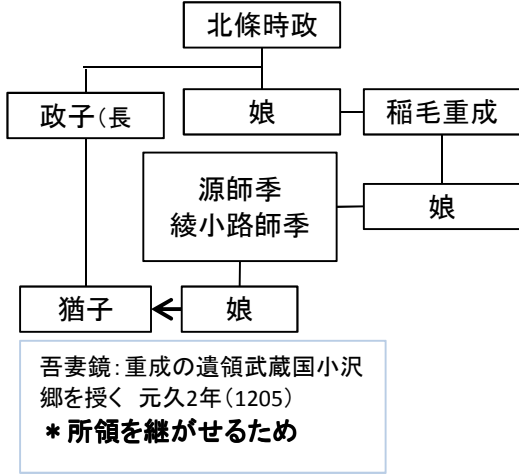


猶子

1. 大日本史料から猶子を拾い出して、系図が分るものについて図を作って見ました



2. 相論の中に「譲状」と「猶子」が書かれている関東下知状です

二十五日^二幕府、肥前ノ家人山代固ノ所領、遺財、所從ニ、固ノ女源氏ノ
 濫訴スルヲ停メ、固ノ後家尼一期知行ノ後ハ「猶子廣」ニ、之ヲ相傳セシム、
 〔佐賀文書集〕^一 代文書山
 〔松浦文書〕^一
 可早停止源氏^{山代三} 濫訴任固讓狀後家尼一期知行後令源廣^{山代三} 傳
 領所領事、
 右對決之處、兩方申狀枝葉多、所詮源氏所遺十二月七日、^{元久} 十月八日、
 同十三日、^二 十二月五日、^二 固狀四通内、於三通者他事也、至一通者、
 載子細、分與所領之由無所見、如後家所遺亡夫固安貞三年正月廿五日讓
 狀、固自筆也、縱雖載所領之字、讓狀與消息可有、拾餘、但後家改嫁之由、
 氏依訴申、道召決之處、問答之詞、參差之間、可書遺起、辭文之旨、依被仰下、爲無
 實之旨、後家所書遺也、然則停止源氏濫訴、任固讓狀後家尼一期知行之後、可
 令廣相傳之狀、依鎌倉殿仰下、知如件、
 延應元年五月廿五日
 前武藏守平(花押)
 修理權大夫平(花押)

延應元年(1239)の関東下知状です。
 肥前(佐賀県)で源氏(みなもと)の山城三郎固(かたし)女子と固(かたし)の後家尼の相論の関東下知状で、固(かたし)の讓状に任せ、固(かたし)の後家尼が一期知行後は固(かたし)の猶子の源廣(ひろむ)に所領を傳領するとの裁決が下されたようです。
 讓状は裁決をする場合の有力な証拠となったようで、この下知状に源廣(ひろむ)が猶子であることが書かれているのは、讓状の中に源廣(ひろむ)を猶子としたことが書かれていたと考えます。

3. その他に猶子が書かれていたものを拾ってみました

明應1年4月11日(1492)

日野富子、近衛政家の子を**猶子**と為し、承尊と名け、尋で、山城金龍寺住持と為す、

明應9年11月27日(1500)

義高、近衛尚通の子を**猶子**とし、慈照寺法嗣と爲し、瑞照と名く、

享祿1年4月5日(1528)

北條氏綱、**猶子**綱成を相模玉繩城に置く、是日、綱成、家宰堀内重親の忠功を賞し、所領を充行ふ、

天文11年11月20日(1542)

義晴の子、(義昭、)近衛植家の**猶子**と爲り、興福寺一乗院に入室す、

永祿6年6月28日(1563)

伏見宮邦輔親王王女を御**猶子**と為し、安禪寺に入室せしめらる、

文祿3年11月13日(1594)

是より先、秀吉、**猶子**羽柴秀俊を小早川隆景の嗣子と爲す、是日、秀俊、備後三原城に入る、

まとめ

猶子の範囲は広いようです。養子と同じような扱いのものもあれば、領地を譲るものもあり、偉い人の猶子としてお寺の管主に就かせることや、婚姻の便宜を図るための女子の猶子も見られます。

猶子も養子と同じように家督の相続をしたようなものも見られますが、基本的には家督の相続は意味していなかったように思われます。